

2026（令和 8）年度事業計画書

自 2026（令和 8）年 6 月 1 日

至 2027（令和 9）年 5 月 31 日

I. 概 要

本年6月に発表された政府の月例経済報告によれば、景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある、先行きについては雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注視する必要がある、とされている。

また、7月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太方針2026）によれば、我が国は今、人口減少、エネルギー制約、自然災害リスクの増大、A Iを始めとする技術革新など、歴史的な構造変化の中にある。

我が国の潜在成長率は、長年にわたる「未来への投資不足」により、主要先進国と比べて低迷している。その低迷は、単なる生産能力の不足にとどまらず、産業競争力、人材力等といった成長の質的基盤の弱体化を伴っている。長年のデフレにより、企業や家計には固定的な物価・賃金観が定着し、国内投資等が抑制されてきた。第二次安倍内閣以降のポリシーミックスにより、経済は「デフレではない状況」へ移行したものの、新たな成長型経済への本格的な移行は道半ばである。

主要先進国では、市場に委ねるだけでは解決できない課題に対応するため、官民が連携して大規模かつ長期的な財政支出を伴う産業政策が大きな潮流となっている。

高市内閣は、投資不足の流れを断ち切るとともに、世界的な産業政策の大競争時代に対応していくため「責任ある積極財政」の考え方の下、「危機管理投資」や「成長投資」を大胆かつ戦略的に進める等、中長期的な成長力の強化、教育・人材育成等を通じ、経済力の基盤となる人材力の強化、絶え間ない規制・制度改革により、企業が将来にわたって挑戦できる環境を整備する供給構造の強化により、日本と日本人の底力を活かし、総合的な国力を徹底的に強化していくことが高市内閣の使命であり、その中核にあるのが、「強い経済」の実現であり、従来の延長線上ではない新たな経済財政運営への抜本的な転換を図るとしている。

2026年度、全互協は、「互助会業界将来ビジョン」で打ち出した「冠婚葬祭産業から人生100年時代に向けたウェルビーイング推進産業への昇華＝一人ひとりにウェルビーイングな暮らしを届ける」ため、互助会業界共通アプリをスタートし、多くの互助会会員が利用できるよう基盤づくりに注力し早期に登録者数20万人規模に到達させ、その後、登録規模の更なる拡大とともに、ウェルビーイングに資する様々な事業展開を図っていく。

また、将来ビジョン実現のためには、消費者からの信頼は不可欠であり、併せて、昨今の業界を取り巻く著しい環境変化を考えると、互助会会員の更なる権利保護はこれまで以上に重要な課題となってくる。このため、「新たなセーフティネット（法制化）」を実現させることで、業界の更なる健全化を図るとともに、安心で安全な役務サービス等の提供を行い、消費者からの信頼を更に高めていくために、認定割賦販売協会への認定を目指し、加盟互助会のコンプライアンス体制の一層の強化を図っていく。

2026（令和8）年度は、次の会長基本方針に基づき、事業を実施する。

2026（令和8）年度 全互協会長基本方針

○テーマ

将来ビジョンの実現に向けて～ウェルビーイング推進産業への昇華～

2023（令和5）年に全互協は創立50周年を迎え、2040年に向けた「互助会業界将来ビジョン」を策定した。将来ビジョンは、「冠婚葬祭産業からウェルビーイング推進産業への昇華」を目指し、互助会会員の「一人ひとりにウェルビーイングな暮らしを届ける」を実現していくことである。業界として、将来ビジョン実現に向けて事業のイノベーションを図っていくためには、業界が一体となった強固な会員基盤を構築し、それを活かすことで互助会会員へ新たな価値を提供していくことが重要である。その実現に向けて、大きく三つの課題に取り組む必要がある。

第一に、互助会業界共通アプリをスタートし、多くの互助会会員が利用できるような基盤づくりに注力し早期に登録者数20万人規模に到達させる。その後、登録規模の更なる拡大とともに、ウェルビーイングに資する様々な事業展開を図り、将来的には、本アプリ内で前受金をポイント等に変換することで商品やサービスを自由に購入できる仕組みの創設を目指す。

第二に、将来ビジョン実現のためには、消費者からの信頼は不可欠であり、併せて、昨今の業界を取り巻く著しい環境変化を考えると、互助会会員の更なる権利保護はこれまで以上に重要な課題となってくる。このため、加盟互助会が目標とすべき財務内容や財務基準の在り方等を検討するとともに、早期に「新たなセーフティネット（法制化）」を実現させることで、業界の更なる健全化を図る。

第三に、安心して安全な役務サービス等の提供を行い、消費者からの信頼を更に高めていくために、認定割賦販売協会への認定を目指し、加盟互助会のコンプライアンス体制の一層の強化を図る。

いずれも難題となるが、今後の私たち業界を取り巻く環境を鑑みると、これらの課題を解決し、冠婚葬祭業からウェルビーイング推進産業への昇華は必要不可欠な状況にあり、業界として覚悟を持って取り組む必要がある。また、これらの課題には割賦販売法の改正が伴うものもあり、行政や保証会社と連携を図りながら進めていく必要がある。

○課題

(1) 互助会業界共通アプリ「My GOJO+」の登録者数拡大の推進（ビジョン具現化PT）

第一フェーズとして、互助会業界共通アプリ「My GOJO+」（マイごじょプラス）を多くの互助会会員に利用してもらえよう加盟互助会へ協力を依頼するとともに、コンテンツ等の拡充を行い、2年後に登録者数20万人規模を目指し、登録者の解約率低減を図る。

また、次のフェーズ（STEP2）に向けて、登録規模の更なる拡大とともに、様々な分野の事業展開を図るために、会員相互の交流創出や健康支援、生活サポートなどの機能・サービスの拡充を検討し、ウェルビーイング推進産業への着実な基盤構築を目指す。

(2) 互助会財務のあり方の検討（10年PT）

今後の環境変化や事業分野の拡大を考えると、互助会会員の更なる権利保護を図ること

がこれまで以上に重要となってくることから、加盟互助会が目標とすべき財務内容や達成すべき財務基準の在り方、財務内容の実態把握方法等について検討を行う。

(3) 新たなセーフティネット（法制化）の検討（施行支援機構）（10年PT）

万が一の事態が発生した場合においても十分な備えを行い、業界の更なる健全化を図るために、新たなセーフティネット（法制化）の検討を行う。

また、加盟互助会が引受しやすい環境を整備するために、行政や保証会社との連携を図りながら加入者施行支援機構の支援拡充について検討を行う。

(4) 今後の保全のあり方の検討（施行支援機構）（10年PT）

互助会保証（株）の財務の健全化や供託能力の強化、保証料の負担軽減などについて、今後の保全のあり方を互助会保証（株）と連携を図りながら検討を行う。また、不動産担保の適正評価への見直しについても引き続き検討を行う。

(5) 役務サービス等の拡充（総務・政策）

互助会会員のウェルビーイングを増進させるその他役務の役務サービス等を拡充するとともに、儀式に係る第三役務について、指定役務として認められるための検討を行う。

また、互助会業界共通アプリ内で利用されるポイント等に前受金が活用できるようにするための検討も行う。

(6) 新型一部利用契約利用方法の見直し（総務・政策）

新型一部利用契約利用方法についての課題を整理し、課題解決を行うことで、利便性を高め、多くの互助会会員の利用を推進するとともに、加盟互助会の導入を促進する。

(7) 解約手数料問題への対応（総務・政策）

解約手数料裁判では、消費者契約法第9条第1項第1号の「平均的な損害の額」によって、解約手数料の金額が争われているが、本来、冠婚葬祭互助会は割賦販売法の規制対象に入っていることから、割賦販売法第6条第1項第3号の「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」で対応できるよう検討を行う。

(8) 自治体等との連携強化

① 災害時における支援体制の整備（広報・渉外）

「災害時支援協定」の締結を推進するとともに、局地的な自然災害の発生時にも迅速に必要な災害支援が実施できるよう体制整備を行う。

② 「地域見守り活動」の推進（コンプライアンス）

各自治体と連携し実施している地域の高齢者等をはじめとする住民の身体生命に係る

「地域見守り活動」を引き続き推進するとともに、新たな取り組みとして実施している、高齢者等の消費者トラブルの未然防止のための「見守り活動」についても各自治体及び「消費生活センター」と連携を図りながら推進する。

(9) 「認定割賦販売協会」認定への取り組み（コンプライアンス）

消費者保護の充実と、確実な契約の履行のために自主規制団体としての必要な規制を整備する。また、「認定割賦販売協会」の認定を目指し検討を行う。

(10) 加盟互助会における更なるコンプライアンス確保に向けた取り組み（コンプライアンス）

自主規制団体として、加盟互助会のコンプライアンス体制の徹底に向けて、関係法令や協会自主規制の遵守状況について調査を行う。

(11) 広報の目的、活動内容の見直し（広報・渉外）

全互協が進める広報の意味・目的と「全互協ブランド」の定義について、改めて検討するとともに、その目的を達成させるために効果的な広報内容に見直しを行う。

(12) 社会貢献活動（広報・渉外）

①「社会貢献基金」制度活用の推進

地域の様々な災害の救済、社会福祉事業、環境保全事業など社会貢献活動を行う各種団体への助成を行い、日本の生活文化と地域社会の発展に寄与する活動を行う。

②「全互協奨学金制度」の着実な運営

経済的理由により就学が困難な学生への支援を行うことにより、地域社会の発展や冠婚葬祭互助会業界の地位の向上、社会的使命の達成を図ることを目的に設立された「全互協奨学金制度」の着実な運営を行う。

(13) 消費者から信頼される葬儀業に向けての取り組み（研修）

葬儀業は参入規制がないため、広告表示とかけ離れた高額な費用を請求されるといった消費者トラブルの増加が懸念されている。このため、葬儀業を所管する行政（経産省サービス産業室）の指導のもと、業界の健全な発展を遂げていくために、全葬連とも連携し、優良事業者認定制度や葬儀費用の広告表示に関するガイドライン等の検討を行う。

(14) ブロックの活性化の推進（研修）

各ブロックにおいて、異業種の経営者等の講演会や、A I ・ D X等を活用した営業支援や生産性向上等の研修会、勉強会を開催することで、ブロックの活性化を更に推進する。また、消費生活センター等との交流を引き続き強化する。

(15) 次世代経営者等の育成（研修）

異業種の若手経営者や有識者との交流等を通して、10年後以降の環境変化を推測し、将来の結婚式と葬儀の新たな提案を含め、互助会事業の可能性についての報告書を取り纏められるよう検討を行う。

Ⅱ．事業内容

1．総括運営事業（総務・政策委員会）

1）役務サービス等の拡充

互助会会員のウェルビーイングを増進させるその他役務の役務サービス等を拡充するとともに、儀式に係る第三役務について、指定役務として認められるための検討を行う。

2）前受金のポイント変換等

互助会業界共通アプリ内で利用されるポイント等について、前受金が活用できるようにするための検討を行う。

3）新型一部利用契約の利用方法の見直し

新型一部利用契約の利用方法についての課題を整理し、課題解決を行うことで、利便性を高め、多くの互助会会員の利用を推進するとともに、加盟互助会の導入を促進する。

4）解約手数料問題への対応

解約手数料裁判では、消費者契約法第9条第1項第1号の「平均的な損害の額」によって、解約手数料の金額が争われているが、本来、冠婚葬祭互助会は割賦販売法の規制対象に入っていることから、割賦販売法第6条第1項第3号の「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」で対応できるよう検討を行う。

5）所在不明かつ生年月日不明の会員に係る互助会契約の事業者側からの解除について

所在不明かつ生年月日不明の会員に係る互助会契約の事業者側からの解除について、学識経験者の意見書及び実態調査結果等をもとに、雑収入計上手続、保全解除手続等を検討する。

6）消費者契約法・特定商取引法等の改正に向けた動きへの対応について

消費者契約法・特定商取引法等における訪問販売に関する法規制や平均的な損害の額に関する法規制、各種取消権等の動向をフォローし、業界に悪影響を及ぼす可能性がある動きについては、関係団体とも連携して適切に対応を行う。

7）モデル約款等の見直し

関係法令の改正等に合わせて、モデル約款等の改訂の検討を行うと共に、必要に応じて対応を行う。

8）立入検査への適切な対応

立入検査の実態状況等について調査を行い、その調査結果を各互助会に提供し、各互助会の業務の適切化等を推進する。

9) 情報公開の推進

各互助会の情報公開状況が財務諸表を中心に適切に実施されるよう推進を図る。また、今後の情報公開のあり方について検討を行う。

2. 広報・渉外事業（広報・渉外委員会）

1) 広報の目的、活動内容の見直し

全互協が進める広報の意味・目的と「全互協ブランド」の定義について、改めて検討するとともに、その目的を達成させるために効果的な広報内容の見直しを行う。

2) 全互協の活動・互助会事業等の取り組みの発信

①全互協オフィシャルサイト（ホームページ）のコンテンツ整理等を適宜行い、消費者・会員ともに利用し易いサイトになるよう対応を行う。

②加盟互助会が高品質なサービスを提供することができること等を消費者に効果的に伝える情報発信を検討し実施する。

③全互協の活動（住所不明・超長寿対策等）や、互助会事業の取り組み（イメージアップ広報等）を全互協HP、互助会通信、広告やイベント等を通じて、消費者やマスコミ等に向けて発信する。

④互助会加入者施行支援機構運営委員会と連携して、消費者（互助会会員）の権利保護に対する支援システム等について広報活動を行う。

3) 「冠婚葬祭互助会の日」に関する広報

「冠婚葬祭互助会の日」（3月15日）を中心に、多くの消費者に冠婚葬祭互助会を理解してもらうとともに、冠婚葬祭互助会に加入している会員に対して感謝を伝える「記念コラボイベント」を加盟互助会が開催出来るよう、推進を図る。また、各互助会が実施する事業の広報等を行い、「冠婚葬祭互助会の日」の認知向上を図る。

4) 渉外対策の強化

賛助会員に対して、加盟互助会と連携促進を図る為の有効な方策を検討、実施する。また、各種関係団体との交流を推進する。

5) 香典に関するアンケート調査

香典の金額などに係るアンケートを行うと共に、アンケート結果をHP等で公表する。

6) 災害時における支援体制の整備

「災害時支援協定」の締結を推進するとともに、局地的な自然災害の発生時にも迅速に必要な災害支援が実施できるよう体制整備を行う。

7) 社会貢献基金制度

①一般公募による助成事業

次の社会貢献活動を行う各種団体等に対して、一般公募を行い、審査のうえ助成金を交付する。

1. 高齢者福祉事業
2. 障がい者福祉事業
3. 児童福祉事業
4. 環境・文化財保全事業
5. 地域つながり事業

また、中間報告会を開催し、助成団体より事業進捗状況について確認を行う。

②災害発生時に、災害規模等に応じたお見舞金等の検討を行う。

8) 全互協奨学金基金制度

経済的理由により就学が困難な学生への支援を行う「全互協奨学金基金制度」について、着実な運営を行う。

3. 研修事業（研修委員会）

1) 経営者研究会の開催

2027（令和9）年1月に開催を予定している賀詞交歓会において経営者研究会の開催の検討を行う。

- ・開催日 2027（令和9）年1月20日（水）
- ・場所 未定
- ・講師 未定

2) フューネラル・アワード

互助会職員の研鑽を目的として、職員が担当したご葬儀の中から特に心に残るものを各ブロックにて発表・選考していただき、2026（令和8）年8月に開催を予定している総会にて優秀作品を表彰する。

3) 各ブロックの活性化の促進

各ブロックにおいて、異業種の経営者等の講演会や、A I・D X等を活用した営業支援や生産性向上等の研修会、勉強会を開催することで、ブロックの活性化を更に推進する。また、消費生活センター等との交流を引き続き強化する。

4) 葬儀品質認定制度の推進

前年度に引き続き、加盟互助会からの申請に基づき、当協会が定める葬儀品質の認定基準に照らし、外部有識者を含む第三者機関による新規申請と更新申請について評価と認定を行う。また、冠婚葬祭互助会業界への葬儀品質認定制度の普及と推進を図り、以て消費者が安心して葬儀施行の依頼ができる指標となることを目指す。

5) 葬祭ディレクター技能審査試験への協力等

(1) 葬祭ディレクター技能審査試験運営への人的支援

葬祭ディレクター技能審査試験の実施にあたり試験監督委員等の人的支援などを行うとともに、葬祭ディレクター技能審査協会（全互協関係）と全互協研修委員会

との合同会議を開催し、必要な対応を検討する。

(2) 葬祭ディレクター技能審査試験受験者への研修支援

葬祭ディレクター講習会の企画実施を目的とした各ブロックからの申請に基づき研修支援として助成金を交付する。

6) 海外研修の実施(追加事業)

正会員、準会員及び賛助会員を対象として、海外における冠婚葬祭事情を視察する研修会を適宜企画する。

- ・開催日 未定
- ・内容 未定

7) 次世代経営者等の育成(追加事業)

異業種の若手経営者や有識者との交流等を通して、マネジメント等をテーマとした研修を実施し、10年後以降の環境変化を推測し、将来の結婚式と葬儀の新たな提案を含め、互助会事業の可能性についての報告書を取り纏められるよう検討を行う。

8) 消費者から信頼される葬儀業に向けての取り組み(追加事業)

葬儀業は参入規制がないため、広告表示とかけ離れた高額な費用を請求されるといった消費者トラブルの増加が懸念されている。このため、葬儀業を所管する行政(経産省サービス産業室)の指導のもと、業界の健全な発展を遂げていくために、全葬連とも連携し、優良事業者認定制度や葬儀費用の広告表示に関するガイドライン等の検討を行う。

4. コンプライアンス事業(コンプライアンス委員会)

1) 「認定割賦販売協会」認定への取り組み

消費者保護の充実と、確実な契約の履行のために自主規制団体としての必要な規制を整備する。また、「認定割賦販売協会」の認定を目指し検討を行う。

2) 「地域見守り活動」の推進

各自治体と連携し実施している地域の高齢者等をはじめとする住民の身体生命に係る「地域見守り活動」を引き続き推進するとともに、新たな取り組みとして実施している、高齢者等の消費者トラブルの未然防止のための「見守り活動」についても各自治体及び「消費生活センター」と連携を図りながら推進する。

3) コンプライアンス研修会の実施

協会が定めるコンプライアンスガイドブックの普及と加盟互助会各社におけるコンプライアンス体制の整備・強化を目的として、「互助会経営者及びコンプライアンス責任者研修会」を企画し実施する。

4) コンプライアンス・ブロック別委員会活動の推進

協会自主規制を含め、協会が推進するコンプライアンス活動を会員互助会各社へ徹底するために、コンプライアンス・ブロック別委員会を年4回開催する。

なお、コンプライアンス・ブロック別委員会の運営にあたってはコンプライアンス委員会が総括するものとし、互助会事業に係る法令等の改正や分科会等の議論を通じて互助会契約に関する苦情対応について情報共有を図るほか、互助会事業への理解を深めて頂くための消費生活センターとの交流・訪問活動を推進する。

また、協会自主規制の実効性を確保するための施策や募集、会員管理、苦情相談等の部門を対象とした講習会を企画し、実施していく。

5) 互助会消費者アドバイザー資格制度の推進

加盟互助会各社におけるコンプライアンス体制整備の一環として、互助会契約に関する苦情・相談等に適切に対応できる人材を養成するとともに、全互協独自の検定基準を確立して登録制の互助会消費者アドバイザー資格制度を推進する。同資格制度の普及を通じ、互助会事業に対する消費者からの安心・安全、互助会事業者の信頼度向上に寄与することを目指すものとする。

(1) 互助会消費者アドバイザーの養成

一般消費者及び互助会加入者からの苦情相談等に対応する窓口の責任者等を対象とした『互助会消費者アドバイザー指定講座』を開講し、互助会契約に関する苦情・相談等に適切に対応できる人材を養成する。

(第4回互助会消費者アドバイザー指定講座)

- ・募集期間 2026（令和8）年 6月（二次募集 7月）
- ・テキスト学習等 2026（令和8）年 8月～10月
- ・ロールプレイ実習 2026（令和8）年11月

(2) 互助会消費者アドバイザー試験の実施

互助会消費者アドバイザー指定講座の修了者を対象に、互助会消費者アドバイザー試験を実施し、合格者には資格認定証を交付する

(第4回互助会消費者アドバイザー試験)

- ・実施時期 2026（令和8）年12月～2027（令和9）年 2月
- ・実施方法 CBT（Computer Based Testing）試験方式

(3) 教育内容及び資格制度の見直し・検討

互助会消費者アドバイザー資格制度における教育カリキュラムや教材等を適宜見直すとともに、2028（令和10）年度を目途に導入する更新制の在り方について検討を行う。

6) 会員管理対策の推進

全互協及び加盟互助会各社における段階別会員管理規程に基づく会員管理の履行を確保するため、互助会各社の実施状況を把握するとともに、規程運用に不備がある互助会に対する指導等の方策について検討する。

7) 生前予約契約の一時払い型に関する協会自主規制の実効性の確保

第167回理事会（2011（平成 23）年3月22日／政策委）において制定された「生前予約契約の一時払い型に関する協会自主規制について」に基づき、生前予約契約の一時払い型を募集している互助会等を対象として、財務内容、保全措置の年1回の報告義務を含む自主規制を前年度に引き続き実施する。

8) 消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約に基づく苦情等に関する報告の徴求（年2回）

冠婚葬祭互助会に関する苦情の低減と行政へ提供する基礎資料の収集を目的として消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約に基づき、加盟互助会各社より苦情等に関する報告書類を徴求する。

9) 互助会契約に係るクレーム撲滅への取り組み

互助会加入者、一般消費者より寄せられる苦情等を体系的に整理・分析し、その結果を当該互助会へフィードバックするとともに、コンプライアンス研修会等でも活用し周知を図って行く。また、前年度に引き続き、互助会契約に係るクレームの撲滅を目的としてキャンペーン活動を展開する。

10) コンプライアンスガイドブックの改訂

互助会事業に関わる法令、協会自主規制等の改正に合わせコンプライアンスガイドブックを適宜改訂し、研修会等で周知を図る。

11) 募集資格者登録事業の推進

募集資格者登録事業実施規程に基づく募集資格者の登録義務の履行と、会員互助会各社の事業規模に応じた教育責任者の選任と登録を推進するとともに、以下の事業を行う。

(1) 募集資格教育責任者資格試験の実施

募集資格者登録に係る教育を徹底させ、かつ教育レベルを一定の水準に維持することを目的に募集資格教育責任者資格試験を実施する。合格者には申請に基づき、資格証（登録カード）を交付する。

また、2027（令和9）年11月30日に有効期限を迎える募集資格教育責任者を対象として、2026（令和8）年12月1日から募集資格教育責任者登録更新試験を実施し、合格者には募集資格教育責任者登録証を交付する。

(2) 募集資格者登録試験の実施

新規で外務活動に従事する者で、当協会が定める「募集資格者教育標準カリキュラム」に基づく教育を受けた者等を対象に、募集資格登録試験を実施し、合格者には募集資格者登録証（シルバー）を交付するとともに、小冊子（ダイジェストブック）を配布する。

また、2027（令和9）年3月31日に有効期限を迎える募集資格者を対象として、2026（令和8）年4月1日から募集資格登録更新試験を実施し、合格者には募集資格者登録

証（ゴールド）を交付する。

(3) 資格管理システム等の見直し・改修

CBT試験方式による募集資格者登録試験（新規・更新共）について、適切な運用を図り、適宜必要に応じて資格管理システム等の見直し・改修を行う。

(4) 募集資格者テキスト等の改訂

互助会事業に関わる法令の改正に伴い、コンプライアンスガイドブックの改訂後、募集資格者テキスト、募集資格者教育責任者テキスト及び募集活動ダイジェストブックを適宜改訂する。

5. 儀式継創事業

1) 儀式文化継承のための検証と発信

日本で初めて冠婚葬祭互助会が設立された1948（昭和23）年から現在に至るまでの間、互助会業界が冠婚葬祭や儀式儀礼文化に対して果たしてきた役割と、その評価について歴史的な変遷をたどり、検証とその発信を行う。

(1) 全互協冠婚葬祭歴史年表

データの収集及び更新を行う。

(2) 儀式文化に関するデータの収集

互助会業界（会員互助会、全互協、保証会社等）が保有する既発刊物等（年史、社葬などの印刷物や書籍、記録、映像等）は儀式文化継承における貴重かつ重要な資料であり、その遺失や散逸を防ぐために全互協において収集し保存を進める。会員互助会各社に対し資料提供の協力依頼を行う。

2) 儀式継承

冠婚葬祭を中心とする儀式文化は、小規模化と簡素化が進み、互助会業界に大きな影響を及ぼしている。儀式に対する認識がこのまま失われてしまわないために、日本人のよりどころである儀式の意義と重要性について再認識していただくよう、多くの方々に対して講座やセミナーを通じて普及・啓発活動を行う。このような活動を通じて互助会の役割の重要性の再認識にもつなげていく。

(1) 冠婚葬祭講座（財団に委託）

冠婚葬祭における年中行事や儀式儀礼の意味と大切さを認識、再確認されることを目的に、全互協の会員互助会によるプログラムの実施を推進する。プログラムは、各社の施設見学会等のイベント開催時や学校、高齢者施設において実施します。

なお、標準プログラムは引き続き全互協の会員専用サイトからダウンロードし、活用します。

(2) 土曜学習応援団（文部科学省）への参画（財団に委託）

文部科学省が推進する土曜学習応援団の活動の趣旨に沿い、小学生（小学校4～6年生）、中学生（中学校1～3年生）を対象に、実社会での経験や強みを生かした出前事業等の教育プログラムの提供を行うとともに、「子供霞が関見学デー」を活用した冠婚葬祭文化の普及を図ります。

3) 他団体とのコラボレーション

(1) 全日本仏教会並びに全日本仏教会青年会との交流

日本仏教会及び日本仏教青年会との連携を緊密に保ち、仏教青年会とのコラボレーションによる公開講座等の実施を検討していく。

(2) 前項(1)以外の団体等との交流

前項同様に、コラボレーションの可能性があり、儀式文化の継承と創造に取り組んでいる団体等との交流を進める。

6. 互助会加入者施行支援機構運営委員会

1) 新たなセーフティネット（法制化）の検討

万が一の事態が発生した場合においても十分な備えを行い、業界の更なる健全化を図るために、新たなセーフティネット（法制化）の検討を行う。

また、加盟互助会が引受しやすい環境を整備するために、行政や保証会社との連携を図りながら加入者施行支援機構の支援拡充について検討を行う。

2) 今後の保全のあり方の検討

互助会保証（株）の財務の健全化や供託能力の強化、保証料の負担軽減などについて、今後の保全のあり方を互助会保証（株）と連携を図りながら検討を行う。また、不動産担保の適正評価への見直しについても引き続き検討を行う。

3) 経営相談室や(株)全国支援互助会との連携

経営相談室や(株)全国支援互助会との連携を図り、消費者の権利保護及び互助会の信用保持のための取り組みを促進する。

4) 互助会加入者施行支援機構運営委員会及び同審議会の開催

互助会加入者施行支援機構運営委員会において、問題互助会の認定及び引受互助会の選定等を行い、互助会加入者施行支援機構運営審議会は、当該決定事項について承認を行い、支援を実施する。

また、罹災互助会に対する支援の決定等も行う。

5) 役務保証機能及び安心ネットワーク機能の整備

互助会加入者施行支援機構の柱である役務保証機能及び安心ネットワーク機能が円滑に活用できるように、各種整備を行う。

6) 互助会加入者施行支援機構の広報

互助会加入者施行支援機構の運用益を活用し、消費者の権利保護に対する支援システム等について、広報・渉外委員会と連携して広報活動を行う。

7) 当協会未加入互助会の財務状況等の確認

当協会未加入互助会の財務状況等の開示請求等を利用し、確認を行う。

8) 当協会未加入互助会の加入促進

当協会未加入互助会に対して、加入促進を行う。

9) 全互協内財務データ集計及び財務の把握

加盟互助会の財務データの収集・整理を民間調査会社に委託し、当該収集結果について、「監督の基本方針」に基づいた遵守すべき各種財務比率の達成状況等を確認すると共に、各互助会が参考となる指標についての情報提供を行う。

7. 10年プロジェクトチーム

1) 互助会財務のあり方の検討

今後の環境変化や事業分野の拡大を考えると、互助会会員の更なる権利保護を図ることがこれまで以上に重要となってくることから、加盟互助会が目標とすべき財務内容や達成すべき財務基準の在り方、財務内容の実態把握方法等について検討を行う。

2) 新たなセーフティネット（法制化）の検討

万が一の事態が発生した場合においても十分な備えを行い、業界の更なる健全化を図るために、新たなセーフティネット（法制化）の検討を行う。

また、加盟互助会が引受しやすい環境を整備するために、行政や保証会社との連携を図りながら加入者施行支援機構の支援拡充について検討を行う。

3) 今後の保全のあり方の検討

互助会保証（株）の財務の健全化や供託能力の強化、保証料の負担軽減などについて、今後の保全のあり方を互助会保証（株）と連携を図りながら検討を行う。また、不動産担保の適正評価への見直しについても引き続き検討を行う。

4) 個別問題互助会の対応

互助会加入者施行支援機構 運営委員会が「問題互助会」の認定及び「引受互助会」の選定を行う前に、個別問題互助会に係る対応等について検討を行う。

8. 役務サービス審査会

冠婚葬祭互助会事業において、新たに提供しようとする指定役務並びに第3役務以外のその他の役務サービスについて、①関係法令及びモデル約款に適合しているか、②加入者保護の観点から問題がないか、③当協会が必要と認める財務基準に適合しているか、④その他事業運営上の妥当性について審査を行う。

また、審査会は、当協会の役員のほか、必要に応じて専門的知見を有するオブザーバー

が参加し検討を行う。

9. 運用委員会

互助会加入者施行支援機構の預り金及び正味財産について、規約に基づく購入金額、運用期間等を遵守すると共に、各種商品の金利水準や各種リスクを確認の上、運用を行い、利息収入等を安定的に確保する。

10. 将来ビジョン具現化検討プロジェクトチーム

第一フェーズとして、互助会業界共通アプリ「My GOJO+」（マイごじょプラス）を多くの互助会会員に利用してもらえよう加盟互助会へ協力を依頼するとともに、コンテンツ等の拡充を行い、2年後に登録者数20万人規模を目指し、登録者の解約率低減を図る。

また、次のフェーズ（STEP2）に向けて、登録規模の更なる拡大とともに、様々な分野の事業展開を図るために、会員相互の交流創出や健康支援、生活サポートなどの機能・サービスの拡充を検討し、ウェルビーイング推進産業への着実な基盤構築を目指す。

11. 経営相談室

救済引受の体制整備等を行うと共に、互助会加入者施行支援機構、保証会社等との連携強化を行う。

12. 契約者紛争解決事業

1) 契約者紛争処理グループ

「契約者相談室」「裁定検討会」「裁定審査会」を契約者紛争処理グループとし、「契約者相談室」は電話による相談業務を実施し、苦情等があった場合に当事者間の解決を図るように尽力し、解決されない場合は、「裁定検討会」「裁定審査会」であつせん案を検討し、当事者に提示を行い、解決を図る。

2) 倫理管理委員会

互助会及び募集資格者に対し、度重なる違反行為や特商法を中心とした関係法の「措置」が発令された場合に、処分の妥当性を判断し、妥当と判断した場合には、倫理審査会に提言を行う。

3) 倫理審査会

倫理管理委員会より互助会及び募集資格者に対し、処分が妥当であるとの提言を受けた場合に、処分の種類等を判断し、理事会に提言を行う。

13. 事務局

1) プライバシーマーク制度の推進

(1) プライバシーマーク付与適格性審査の実施

法律への適合性は勿論のこと、より高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを運用することによって消費者から安心と信頼を得るために、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下、「JIPDEC」という。）とプライバシーマーク指定審査機関契約を締結し、正会員及び準会員を対象にプライバシーマーク付与適格性審査の実施並びに適格性決定の可否等を、付与機関であるJIPDECと協調して行う。

(2) プライバシーマーク制度の啓蒙

消費者の目に見えるプライバシーマークで示すことによって、個人情報の保護に関する消費者の意識の向上を図り、冠婚葬祭互助会事業における個人情報の適切な取り扱いをアピールするために、プライバシーマーク制度の導入を啓蒙し、正会員及び準会員各社の個人情報保護体制の整備強化を図る。

2) 業務の効率化及び予算の適正化に向けた取り組み

協会内の業務の効率化に向けた取り組みを行うとともに、会員互助会、各ブロック事務局、一般財団法人冠婚葬祭文化振興財団及び関係行政機関等との連携を図る。

(1) D Xを利用した事業改善

(2) 各委員会等の予算の執行管理

(3) ブロック事務局との連絡調整等

(4) 一般財団法人冠婚葬祭文化振興財団及び関係行政機関等との連携

3) 税制問題への対応

総務・政策委員会と連携して、消費税や法人税等の各種税制の動向を確認し、適切な対応を行う。